

小田原・箱根 SGG クラブ (OHSGG) 入会に関する Q&A 集

2025 年 6 月 OHSGG 事務局作成

【1. OHSGG の概要について】

Q1-1. 会員数は何名ですか？また実質活動しているメンバーは何名程度ですか？

A1-1. 2025 年 6 月現在、会員数は 89 名です。実質活動している人数は 76 名です。

Q1-2. 年齢がいっているので活動には興味がありますが、活動できるか心配です。会員の平均年齢と年齢層を教えてください。

A1-2. 外国語による観光ボランティアガイドのため、小田原・箱根地域を公共交通機関や徒歩等でゲストを案内することが主となります。体力的に活動できるかどうかはご自身でご判断ください。現在、男女比は 6:4、平均年齢は約 64 歳です。年齢層は 20~30 歳代 4 名、40 歳代 2 名、50 歳代 19 名、60 歳代 25 名、70 歳代以上 39 名です。

Q1-3. どのようなボランティア活動ですか？

A1-3. 外国語（主として英語）による観光案内のボランティアガイドです。

Q1-4. 英語に自信がありません。英語(または他の外国語)が話せないと入会はできないのでしょうか？また語学等の資格を持っていないと入会はできないのでしょうか？

A1-4. 入会するにあたって、語学に関する資格の有無は必要としておりません。日常会話程度の英語等の外国語のスキルがあれば入会は可能です。

Q1-5. 英語の勉強がしたいです。会で英語学習の機会はありますか？

A1-5. いわゆる英会話学校のような講師から英語等の外国語を習うようなことは行っていません。スキルアップのため、会員同士での英語等の勉強会は定期的に開催しております。

【2. OHSGG への入会について】

Q2-1. 年会費はいくらでしょうか？

A2-1. 年会費は 3,000 円です。（12 月入会の場合、入会した年度に限り、年会費は 2,000 円です）

Q2-2 入会しようかどうか迷っています。活動の見学などはできますか？

A2-2.月に1度、定例会（毎月第3土曜日午後を予定）を小田原駅周辺の会議室で行っております。事前に事務局までご連絡いただければ、見学は可能です。個別に開催日時・場所等をお知らせいたします。

Q2-3.入会をしたいです。入会時期はいつですか？

A2-3.現在年2回、6月1日と12月1日を入会日としています。入会の申出は入会月の前々月の末日（6月入会は4月30日まで、12月入会は10月31日まで）となっています。

Q2-4.OHSGGへ入会したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

A2-4.当会のホームページに記載しておりますが、次のことが必要です。

- ・1回以上の定例会への出席（毎月第3土曜日午後を予定）
- ・役員との面談（1対1ではなく、複数対複数で行います）

以上を行ってから、正式な入会手続きとして以下の書類の提出をお願いします。

- ・入会申込書 1部
- ・Goodwill Guide 証の写し（コピー） 1部 ※1

ご提出後、年会費の振込の案内を行います。

なお、6月入会には5月31日まで、12月入会には11月30日までに正式な手続きと年会費の支払いが必要です。

※1 Goodwill Guide 証とは…JNTO(日本政府観光局)が行っている Goodwill Guide(善意通訳者)の制度です。当会入会にあたり、JNTO へ Goodwill Guide 証の申請手続きを先に各自で行ってください(OHSGG でまとめて JNTO に申請することは行っていません)。Goodwill Guide の申請書は当会のホームページにも様式が掲載されています。手続き方法や送付先についてはそちらの申請書に記載があります。なお、発行までに1か月以上時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請を行ってください。

Q2-5.高校生ですが、海外での生活が長く、英語に自信があります。入会することはできますか？

A2-5.入会は18歳以上となっています。入会にあたり、JNTO（日本政府観光局）が行っている「善意通訳普及運動」の一つである善意通訳ガイド（Goodwill Guide）に応募し、JNTOに認定していただく必要があります。その応募資格が「18歳以上で、外国語で簡単な道案内ができる程度の語学力を要し、善意通訳普及運動の趣旨を理解している方」となっているためです。詳細は下記のURLよりJNTOのホームページをご覧ください。

<https://www.jnto.go.jp/projects/visitor-support/goodwillguides.html>

Q2-6.予定があって、定例会の見学に行けません。入会にあたり、見学は必須ですか？また見学にあたり、交通費等は自己負担ですか？

A2-6.入会前に定例会の見学は必須になっております。会議室での参加が難しい場合、オンライン(Zoom)で参加することも可能です。交通費等は自己負担となります。

Q2-7.定例会の見学にあたり、自家用車で行ってもよいですか？会場に駐車場はありますか？

A2-7.会場までの交通手段の制限はありませんので、自家用車で来ていただいても構いません。会場もしくは会場周辺に駐車場はありますが、開催場所によっては有料のこともあります。

Q2-8.入会前の定例会への出席は、毎月出席することが入会の条件となるのでしょうか？

A2-8.いいえ、入会までの定例会に全て出席されなくても結構です。少なくとも1回の出席が必要となっています。定例会にできるだけ参加し、会の運営を理解していただいた方がより良いですが、必ずしもそうしなければ入会できないというわけではありません。

Q2-9.入会には語学試験や面接等があって合格して入会となるのでしょうか？

A2-9.入会にあたり、語学試験はありません。先に定例会を見学していただき、役員面談（複数対複数）に出席していただくのが、必須となっています。入会資格として、明解な基準があるわけではないのですが、英語等外国語の日常会話ができ、会に参加する上で必要となる基本的なパソコン操作（インターネット、メール、文書作成、写真など）ができれば、特別な事が無い限り入会していただけます。

Q2-10.定例会見学と役員面談を1回で済ませたいのですが可能ですか？

A2-10.定例会は毎月行いますが、役員面談は毎月行っておりません。なるべく役員面談よりも先に定例会をご見学いただき、会の雰囲気や活動内容をご理解いただきたく存じます。役員面談は定例会後に行いますが、開催月が決まっております。入会希望者には開催日をお知らせいたします。会場の定員の関係で、役員面談開催月の定例会に会場での参加ができない場合がありますので、なるべくそれ以前の定例会へのご参加のご検討をお願いいたします。

Q2-11.都合で役員面談の日にどうしても参加できません。役員面談を受けないと入会できませんか？特に一人だけ別の日にやってもらえませんか？

A2-11.はい、入会にあたり、役員面談は必須となっております。基本的に「入会希望者複数人対 役員複数人」の対面面談です。個別に対応はできかねますので、あらかじめご了承ください。

Q2-12.全国通訳案内士の資格を持っています。入会にあたり有利ですか？

A2-12.全国通訳案内士の有資格者は会にも何名かおりますが、入会にあたっては資格の有無は必要としておりません。資格を持っていなくても入会はできます。

Q2-13.住まいが小田原・箱根地区ではありませんが、神奈川県内在住です。入会は可能ですか？

A2-13.入会にあたり、居住市の制限は設けておりません。会員の中には横浜市や湘南地域（藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市等）在住者も多くおります。また、東京都や静岡県など近県の方もおります。活動地域が小田原・箱根を中心として県西地域となりますので、活動するにあたり、支障がなければ、どこにお住まいでも大丈夫です。

【3. 観光ボランティア活動について】

Q3-1.観光ボランティアはどんな活動ですか？また活動範囲はどこまでですか？

A3-1.当会では、主に外国人観光客（以下ゲストと表記）から小田原・箱根地域の観光案内の申込みがあったときに、ボランティアで観光ガイドを行っております。個人が多いですが、団体向けガイドもございます。また、5月の北條五代祭りや11月の箱根大名行列などのお祭りにも外国人向けの観光案内のブースを設けて観光案内の活動を行っています。

Q3-2.鎌倉在住です。鎌倉も外国人観光客が多いのでそこでボランティアガイドを行いたいと思いますが、可能ですか？

A3-2.当会の活動範囲は小田原・箱根地域を中心とした神奈川県の県西地域です。横浜や鎌倉など県東地域での活動は神奈川 SGG クラブ (KSGG) が行っております。鎌倉でのガイドを希望されるのであれば、KSGGへの入会をご検討ください。

Q3-3.入会したらすぐガイドをしたいです。入会手続きが済んだらガイドに応募しても大丈夫ですか？

A3-3.ガイドに応募するには、①入会オリエンテーション(入会月の定例会後を予定)、②箱根実践研修(入会オリエンテーション後の日程を予定)を終了していないと応募ができません。いずれもガイドデビューにあたり、基礎的な内容となっています。

Q3-4.ガイドデビューには必要なことはありますか？

A3-4.会の活動の開始には、入会オリエンテーションを受けることが必須になっています。その後、ガイドを始めるにあたって、箱根実践研修を受けることが必須です。他のガイドやイベント奉仕には、箱根湯本実践研修などの現地研修やその他座学研修を用意しています。しかし、ご自身で小田原・箱根地区のバス、登山電車、ケーブルカー、ロープウェイ、そして船などを使って、道順、交通機関経路を理解することが最も重要です。

Q3-5.ガイドの実施については、会でゲストが割り当てられ、その後、個別でゲストとメールで数回やりとりして実際のガイドとなる流れなのでしょうか？

A3-5.そうです。会には各種担当があり、その中の一つに「ガイドアレンジグループ」があります。このグループにゲストからガイドリクエストのメールが届いてから、ガイド担当を募集します。ガイドに応募した会員の中から、ガイド実施の割当（アサイン）が均等になるように一定の基準があるので、それに基づいて「ガイドアレンジグループ」が担当者を決めます。担当者が決定した後は、「ガイドアレンジグループ」からガイド担当者にゲストに関する情報がメールで届きますので、その後ガイド担当者が直接ゲストとメールで行程など詳細を決めていきます。ガイド依頼は春と秋がピークとなります。

Q3-6.ボランティアガイドはすべて無料で行うのですか？交通費は自己負担ですか？

A3-6.ゲストからいわゆる報酬はいただきません。交通費（金額の上限設定があります）や入場料が必要な施設への入場、行程に昼食が入る場合の昼食代等の実費費用はゲストに負担していただきます。

Q3-7.英会話について自信がありません。個人ガイドはすぐに行わなくても大丈夫でしょうか。また個人ガイド以外の活動はありますか？

A3-7.個人ガイド以外に、JICA 横浜等から依頼される団体ガイドや小田原の北條五代祭りや箱根大行列での外国人向け観光案内も行います。団体ガイドはゲストの人数に応じ、複数人でガイドを分担して担当します。祭りなど行事の観光案内も複数人募集がありますので、無理がない範囲で活動に参加してください。

Q3-8.入会前ですが、例会で発言があった研修に興味があり、参加したいです。

A3-8.研修に参加できるのは、入会手続きが全て終了してからになります。入会前に研修に参加することはご遠慮いただいております。なお、サークル活動（ハイキングなど）については、会員以外の参加も認めていますので、入会前に参加したい場合は個別に事務局にご連絡ください。

Q3-9.箱根はよく行きますが、いつも自家用車ばかりで公共交通機関を使ったことがなく、よくわかりません。ガイドするにあたり、公共交通機関ではなく、自家用車でガイドしてもよいですか。

A3-9.会の方針として、ガイドが自家用車を運転してガイドを行うことは禁じております。ガイドの際の移動は、公共交通機関やタクシー・ハイヤーなど、ゲストがガイドの交通費を負担できる範囲内のガイドとなります。

Q3-10.いわゆる観光案内所で観光ボランティア活動をしたいです。小田原市や箱根町にある

観光案内所での活動は可能ですか？

A3-10.当会では県や市町村、各観光協会などが運営している観光案内所でのいわゆる定点・定期的な観光案内のボランティア活動は行っておりません。

【4. OHSGG の運営について】

Q4-1.会を運営するにあたり、役割には必ず参加しなければならないのでしょうか。仕事などが忙しく時間がありません。

A4-1.現在は任意ですが、会を運営していくにあたり、各会員の協力が必要です。入会した年度については、新入会者は役割分担が免除となります、翌年度からは会を運営しているグループになるべく参加していただくようお願ひいたします。2023年度より役割分担は必須ではなく、任意となっておりますが、今後状況によっては必須になる可能性もございます。

【5. その他】

Q5-1.現在は仕事も家庭も特に問題はなく、ボランティアガイド活動ができますが、今後、転勤や家族の介護が見込まれます。その場合、会の活動にはほとんど参加できなくなってしまいますが、退会しなければならないのでしょうか。

A5-1.当会は休会の制度を設けております。休会中は年会費が1,000円となり、会員向けのメールは受信できますが、総会の議決権はなくなり、研修への参加やガイドへの応募はできなくなります。なお、休会中でもハイキングなどの同好会活動への参加は可能です。また、休会からの復帰については、ボランティア保険の関係で時期を限定させていただいております。

Q5-2.普段のメールは携帯電話のショートメールやLINEを使っていて、電子メールでのやりとりはほとんど行っていません。電子メールでのやりとりは必須ですか？また、直接電話で話を聞きたいのですが、可能でしょうか。

A5-2.当会への入会希望者への連絡や入会後の連絡は全て電子メールで行っていますので、電子メールを使うことは入会にあたり必須事項です。また、当会は市町村や県などといった行政や観光協会等の団体には所属しておらず、会員の自主運営で成り立っています。そのため、電話問合せ対応用の電話番号はございません。お手数ですが、電子メールにてお問合せください。